



事務事業名	敬老事業	所属部	健康福祉部	所属課	高齢者支援課
-------	------	-----	-------	-----	--------

## 2 評価の部 (C H E C K)

\*原則は 4年度の事後評価、ただし複数年度事業は 4年度実績を踏まえての途中評価

目標達成度評価	① 4年度目標達成度評価	<input checked="" type="checkbox"/> 達成した 各区で敬老事業を実施することで、長寿を祝いその労をねぎらうとともに、市民の敬老思想および高齢者の生活意欲の高揚を図ることができた。今年度に限っては、新型コロナウイルス感染症対策のため、敬老会の開催を見合わせ記念品の各戸配布とした地区が多くあったため、世話人も含めた参加者数が増加した。			
	② 5年度目標達成見込み	<input checked="" type="checkbox"/> 目標達成見込みあり ⇒ 【理由】 高齢化により参加対象高齢者数が増加するため、参加者数も増加すると思われる。			
有効性評価	③ 成果の向上余地	<input type="checkbox"/> 向上余地がある ⇒ 【理由】 75歳以上の高齢者数は増加しているが、全員が敬老事業へ参加できるものではないため参加者数が大きく伸びる見込みはない。			
	④ 類似事業との統廃合・連携の可能性	<input type="checkbox"/> 他に手段がある (具体的な手段、事務事業) <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができる ⇒ 【理由】 <input type="checkbox"/> 統廃合・連携ができない ⇒ 【理由】 類似事業はない。			
効率性評価	⑤ 事業費の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒ 【理由】 人数加算における75歳以上の高齢者数は今後も増加すると考えられる。			
	⑥ 人件費（延べ業務時間）の削減余地	<input type="checkbox"/> 削減余地がある ⇒ 【理由】 補助金交付事務に係る必要最少の業務時間数である			
公平性評価	⑦ 受益機会・費用負担の適正化余地	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒ 【理由】 老人福祉法第13条第2項（老人福祉の増進のための事業）において、「地方公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の進行を図るとともに、当該事業を行うものに対して、適当な援助をするように努めなければならない」と位置づけられている。			
	⑧ 行政の役割分担の適正化	<input type="checkbox"/> 見直し余地がある ⇒ 【理由】 上記の法に基づき、高齢者に敬意を表す事業への補助金交付事務は、市が行なわなければならぬ事務である。			

## 3 評価結果の総括 (C H E C K)

高齢者にとって、お住まいの地域で祝福を受けることで、生きがいを感じ、健康長寿の意識向上が図られた。また、地域住民の高齢者に対する敬老意識の向上も図られ、地域の活性化にもつながっている。  
敬老事業の地域における実施体制も定着しており、現行での維持が望ましいと考える。

## 4 今後の方向性 (事務事業担当課案) (A C T I O N)

### (1) 今後の事業の方向性 (改革改善案) . . . 複数選択可

- 廃止 休止 目的再設定 事業統廃合・連携 事業のやり方改善 (有効性改善)  
事業のやり方改善 (効率性改善) 事業のやり方改善 (公平性改善)  
現状維持 (従来通りで特に改革改善をしない)

### (2) 改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)

		コスト		
		削減	維持	増加
成果	向上			
	維持		○	△
	低下		△	△

### (3) 改革・改善を実現する上で解決すべき課題 (壁) とその解決策